

市への意見・要望（分類：議会）

（令和2年7月1日～令和2年9月30日受信分）

受信日	件名	意見・要望の内容	市の回答・対応	担当課
7/1	政務活動費収支報告、会計帳簿について	<p>各会派で、その使い方に誠意の有無を見たようです。完全に使い切ることは、悪意が無ければできないと思います。</p> <p>お聞きしたいのですが、残高が出たときの扱いはどうされているのですか？</p> <p>また、各会派にコピー機をリースされていますが、コピー室を作り各会派が使用料を出し合って使用すれば無駄な経費を削減できるのではないのでしょうか？リース代合計で年間60万円強は大きいと思います。</p> <p>市長、副市長が無駄をなくす動きをされている今、ぜひ改革をして頂きたいです。</p>	<p>①政務活動費に残額が出たときは、年度末から30日以内に、収支報告書の提出とともに市へ返還されます。</p> <p>②収支報告書のコピー機リース代については、会派が行う調査研究等の活動に必要な経費として交付対象となっています。今後は、市民よりご意見があったことを踏まえ、さらなる経費削減に向けて使途基準の見直しを図ってまいります。</p>	議会事務局